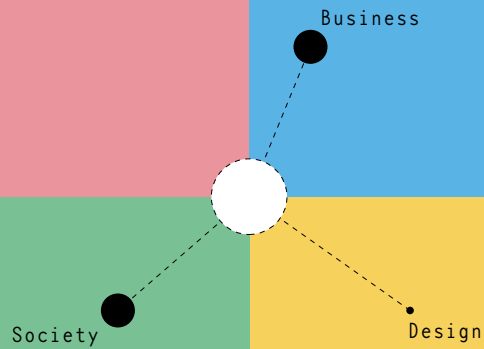


松田道人



まつだ・みちひと:
国内初のファイル共有ソフト「ファイルログ」を提供する日本MMO社長。現在、日本レコード協会会員など19のレコード会社と、日本音楽著作権協会(JASRAC)から、市販の音楽CDのMP3ファイルをサービス対象としないように求められ、これを受けた東京地裁からサービス停止の仮処分命令を下された。



「ep」 ファイル交換サービス

新しいメディアが出てくる際には必ずといってよいほど権利問題が起こるが、次に登場する新メディア、蓄積型放送サービス「ep（イーピー放送）」についてどのような問題が起こるのかを検討してみたい。

「ep」とは、松下電器産業や東芝などの大手企業連合が2002年7月1日に始める世界初の蓄積型双方向放送サービスである。110度衛星経由で各家庭に番組を配信し、配信された番組は、各家庭内に置かれたハードディスク搭載STB（セットトップボックス）に自動的に蓄積される。このサービスの画期的なところは、ユーザーは自分の好きな時間に番組を視聴できることだ。

このような蓄積型放送サービスが普及した場合、既存の放送に対してどのような影響を与えるだろうか。また、この蓄積型放送サービスでコンテンツを流す際の権利処理はどのようなものになるだろうか。

理論上もっとも影響を受けるのが地上波放送であると言われている。ハードディスクに保存された番組を再生する際にはCMはすべて早送りされるから、広告収入に100パーセント依存している地上波放送にとっては死活問題となる。CMを見る時間から解放されることはユーザーにとって一見うれしいことのように思えるが、テレビCMが広告媒体としての価値を落とすとなると、結果的に番組の質の低下という形でユーザーに跳ね返ってくることになる。そうならないためには、テレビ局が今のCMに代わる新たな広告手法を取り入れるか、無料放送をやめて番組を有料化するしか方法はなくなるであろう。

上の話はすべて、蓄積放送に「もし良いコンテンツが揃えば」の話である。私は当分の間、「ep」にキラーコンテンツは揃わないと予測しているので地上波放送の安泰は続くと思っている。

その理由はいくつもあるが、もっとも大きなものとしては、蓄積放送はコンテンツの権利者からの協力が得られないと思うからだ。蓄積型配信サービスでコンテンツを配信する権利は、放送権とは違った形になるといわれている。不特定多数の人が時間によらずアクセスできる場所にコンテンツを置くのだから、インターネットにおける送信可能化権と同様なものと解釈されるはずだ。送信可能化権と言えばファイル交換のサービス差止め命令の根拠になったものであるが、この送信可能化権が出てくると、著作隣接権者である日本レコード協会が黙っていないのである。

蓄積型放送サービスに対して、JASRACは年間利用

料を支払えば音楽使用を認めるという包括的利用許諾契約を早々に提示するだろうが、スカパーの音楽チャンネル「スターデジオ」を最後まで放送とは認めなかったレコード協会はそう簡単には許諾しないだろう。

つまり音楽著作権に関して、通常の放送を行うぶんにはJASRACと話をしていればよかったものが、蓄積放送を開始するにあたっては、いよいよ著作隣接権者である日本レコード協会と話をせざるを得ない状況になるのである。

その交渉が水面下で行われているのかどうかは知らないが、少なくとも現段階では許諾を得たという話は聞いていない。7月のサービス開始にあたっては音楽著作権絡みのコンテンツは一切配信されないのだろうか。

世界初の蓄積型放送サービスに、今後果たして優良コンテンツが揃うかどうか注目していきたいが、新しいメディアが出るたびに戦い抜いてきた音楽業界がそう簡単に許諾を出すとは思えない。煽るわけではないが、権利ビジネスにおいては百戦錬磨の日本の音楽業界と、世界を代表する日本のメーカー（イーピー放送の大株主は松下電器産業や東芝などのメーカー）との権利交渉を見届けることとしたい。

話は変わるが、ファイル交換サービスが近いうちに権利者から認められるだろうと応援してくれた人の根拠は、ソニーのベータマックス事件を例に挙げて、権利者に対するメディアの売り上げに応じた権利の支払いで和解できるはず、というものであった。理論上は確かにそうであるが、現実には厳しいようだ。ファイル交換運営企業のほとんどが（私の会社を含めて）資金力も政治力も社会的影響力もない零細企業だったからだと思っている。

それに対して今回の蓄積放送サービスは、日本の大手メーカー主導で行われている事業であることから、かなり期待が持てるのではないかと考えている。大手メーカーが参画している利点は何かと言えば、その資金力はもちろんのこと、資本構成上ソフト会社を傘下に置いているケースが多いという業界構造である。

そして蓄積放送によって、ユーザーの個々のハードディスクにコンテンツを蓄積させる権利が創設されるということとは、ファイル交換サービスにとっても、ファイル交換ネットワークに対する包括的な権利許諾を得るための第一ステップとして大いに歓迎されることなのである。個々のハードディスクにコンテンツを蓄積させるという点においては、蓄積放送もファイル交換も同じだからである。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp